

# 賃貸人・管理会社 変更届

届出日 2016 年 1月 15日

変 更 前		新物件名 大阪第一マンション 旧物件名 大阪第一マンション	
変更届の届出日以後、保証債権の権利行使および滞納事故報告はいたしません。 この認識は変更日前に滞納の事実がある事が発覚した場合も同様です。		所在地:	
旧賃貸人 氏名(商号) <b>ABC株式会社</b> (印)	連絡先: 06-1234-5678	号 室	契 約 者 (賃 借 人)
旧管理会社 社名(商号) <b>DEF株式会社</b> (印)	連絡先: 03-1234-5678	1 102	京都一郎
		2 103	奈良一郎
		3 202	兵庫一郎
		4 203	和歌山一郎
		5	A -
		6	A -
		7	A -
		8	A -
		9	A -
		10	A -
変 更 後		新物件名 大阪第二マンション 旧物件名 東京マンション	
新賃貸人は右記物件の保証契約における地位と権利義務の一切を承継致します。 保証契約は直近の保証契約更新日の前日までで終了し、以後は契約更新致しません。		所在地:	
新賃貸人 氏名(商号) <b>大阪株式会社</b> (印)	連絡先: 06-9876-5432	号 室	契 約 者 (賃 借 人)
新管理会社 氏名(商号) <b>東京株式会社</b> (印)	FAX: 06-8765-4321	1 202	滋賀一郎
	連絡先: 03-9876-5432	2 304	三重一郎
	FAX: 03-8765-4321 担当: 東京一郎	3 701	大阪一郎
		4	A -
		5	A -
		6	A -
		7	A -
		8	A -
		9	A -
		10	A -
送 金 先 口 座			
金融機関: 大日本 銀行・信金・信組・組合			
支店名: 大阪 本店・支店・出張所			
口座種別: 普通 ・ 当座			
口座番号: 1234567			
口座名義: 東京株式会社			

- \*新賃貸人の都合により本保証契約を解約する場合においても、保証料等の返金はできません。
- \*A-LIFEはアパルトマンエージェント株式会社の管理契約解除と同時に解約となり月額保証対象額より除外されます。
- \*本保証契約についてはアパルトマンエージェント株式会社の管理契約及びサブリース契約の解除が行われた際、次回更新日前日にて満了となります。
- \*上記の届出日より直近の本保証契約更新日の前日にて本保証契約は終了となり、以後の契約更新は行いません。
- \*滞納発生(月の1日)より30日経過した場合は免責となり代位弁済は受けられません。

ご記入、ご捺印のうえ下記へファックスにてご提出お願い致します。  
提出先ファックス番号 ➡ 06-6821-3255

エー・ピー・エス株式会社 保証管理部  
〒564-0063 大阪府吹田市江坂町1-23-28  
江坂南口ビル 7階  
TEL:06-6821-3399 FAX:06-6821-3255

# 賃貸人・管理会社 変更届

届出日 20 年 月 日

変 更 前		新物件名		旧物件名	
変更届の届出日以後、保証債権の権利行使および滞納事故報告はいたしません。 この認識は変更日前に滞納の事実がある事が発覚した場合も同様です。		所在地:		所在地:	
旧賃貸人 氏名(商号)	(印)	号 室	契 約 者 (賃 借 人)	保 証 番 号	
連絡先:		1		A	-
旧管理会社 社名	(印)	2		A	-
連絡先:		3		A	-
		4		A	-
		5		A	-
		6		A	-
		7		A	-
		8		A	-
		9		A	-
		10		A	-
新賃貸人は右記物件の保証契約における地位と権利義務の一切を承継致します。 保証契約は直近の保証契約更新日の前日までで終了し、以後は契約更新致しません。		新物件名		旧物件名	
新賃貸人 氏名(商号)	(印)	所在地:		所在地:	
所在地:		号 室	契 約 者 (賃 借 人)	保 証 番 号	
連絡先:		1		A	-
FAX:		2		A	-
新管理会社 社名(商号)	(印)	3		A	-
所在地:		4		A	-
連絡先:		5		A	-
FAX:	ご担当:	6		A	-
		7		A	-
		8		A	-
		9		A	-
		10		A	-
送 金 先 口 座					
金融機関:	銀行・信金・信組・組合				
支店名:	本店・支店・出張所				
口座種別:	普通 ・ 当座				
口座番号:					
口座名義:					

\*新賃貸人の都合により本保証契約を解約する場合においても、保証料等の返金はできません。

\*A-LIFEはアパルトマンエージェント株式会社の管理契約解除と同時に解約となり月額保証対象額より除外されます。

\*本保証契約についてはアパルトマンエージェント株式会社の管理契約及びサブリース契約の解除が行われた際、次回更新日前日にて満了となります。

\*上記の届出日より直近の本保証契約更新日の前日で本保証契約は終了となり、以後の契約更新は行ないません。

\*滞納発生(月の1日)より30日経過した場合は免責となり代位弁済は受けられません。

エー・ピー・エス株式会社

保証管理部

〒564-0063 大阪府吹田市江坂町1-23-28

江坂南口ビル 7階

TEL:06-6821-3399 FAX:06-6821-3255

ご記入、ご捺印のうえ下記へファックスにてご提出お願い致します。  
提出先ファックス番号 ➡ 06-6821-3255

新賃貸人・新管理会社 様へ

- 保証範囲について エー・ピー・エス賃貸保証サービス契約書に記載の月額保証対象額のみ  
\*光熱費、町会費、その他手数料、現状回復費等は対象範囲外となります
  
- 代位弁済について 1日～10日に事故報告書を当社へFAX 当月末に立替送金  
以降の事故報告分は次月末に立替送金
  
- 保証・立替の期間
  - ・月額補償対象額24ヶ月
  - ・明渡し退去完了日まで
  - ・賃借人の死亡確認日まで
  - ・滞納が連続して3ヶ月分に達した時点で立替停止（明渡し相談へ移行）するが免責にはならない
  
- 免責
  - ・滞納発生（月の1日）より30日経過した場合
  - ・立替実行月以前の未納賃料
  - ・賃貸人、管理会社の変更後、直近の契約更新日以降
  - ・APSより訴訟準備に入っても賃貸人（管理会社）が必要書類を30日以上提出しない場合
  - ・火災、自然災害で本物件が通常使用できなくなった場合
  - ・契約締結後、虚偽の申告が判明した場合

**【注意事項】**

賃貸人・管理会社の変更届け日より直近の契約更新日の前日で本保証契約は終了となり、以後の更新契約はできません。  
A-LIFEはアパルトマンエージェント株式会社の管理契約解除と同時に解約となり月額保証対象額より除外されます。  
本保証契約についてはアパルトマンエージェント株式会社の管理契約及びサブリース契約の解除が行われた際、次回更新日前日にて満了となります。  
（但し、保証契約内容は同条件で株式会社ジャパンレントアシストコーポレーションが引き継ぐことがあります）

問合せ連絡先  
〒564-0063 大阪府吹田市江坂町1-23-28-7F  
エー・ピー・エス株式会社 保証管理部  
TEL：06-6821-3399 FAX：06-6821-3255

※ お問い合わせ時は必ず契約書右上に記載の保証番号を必ずお伝え下さい。